

浄久寺観音堂納骨壇永代供養規定

(目的)

第1条 この規定は、浄久寺観音堂納骨壇(以下「観音堂納骨壇」という。)の管理及び使用と永代供養に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 名称 浄久寺観音堂納骨壇 位置 庄原市西城町栗甲150番地 浄久寺内

(管理運営)

第3条 観音堂納骨壇の管理運営主体は宗教法人浄久寺(以下「浄久寺」という。)とし、管理責任者は代表役員である住職とする。

(使用目的)

第4条 観音堂納骨壇は遺骨を安置し永代供養することを目的とする。

(使用資格)

第5条 観音堂納骨壇の使用者は、曹洞宗の教義に帰依し、浄久寺の檀信徒であること、また浄久寺檀信徒となる者に限る。

(使用の申込)

第6条 観音堂納骨壇の使用を希望する檀信徒は、「浄久寺観音堂納骨壇永代供養申込書」に必要事項を記載し祠堂金を添えて申込む。

(祠堂金)

第7条 祠堂金は、一霊50万円以上とする。ただし、先祖すべてを合祀するなど特別の場合は浄久寺住職と相談して祠堂金を決める。

(永代供養)

第8条 納骨された精霊は供養帳に記載し、毎年、春秋の彼岸、お盆の法要で回向し、永代にわたり供養する。

2、個別の年忌法要は、浄久寺住職と施主の間で別途取り決める。

3、納骨壇にて50年経過した精霊は、合祀墓に移動する。

(祠堂金の返還)

第9条 永代供養帳記載後、祠堂金の返還はできない。

(遺骨の返還)

第10条 合祀された遺骨は返還できない。

(免責事項)

第11条 自然災害等の不可抗力による事故、又は第三者によって生じた事故並びに盗難等については、浄久寺はその責を負わない。

(補則)

第12条 本規定に定めのない規定については、その都度協議し決定する。

附則

1、本規定は、平成28年5月1日より施行する。

平成 年 月 日

宗教法人 浄久寺住職 多飯宗道 様

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名
電話番号

印

浄久寺観音堂納骨壇永代供養申込書

浄久寺観音堂納骨壇永代供養規定を承諾の上、次のとおり納骨永代供養を申し込みます。

| | |
|-------|-----------|
| 戒名 | |
| 死亡年月日 | |
| 住所 | |
| 氏名 | |
| 生年月日 | |
| 行年 | |
| 続柄 | |
| 納骨日 | |
| 納骨方法 | 納骨壇 地下合祀墓 |
| 改葬日 | |
| 改葬者 | (遺骨からの続柄) |
| 祠堂金 | |
| 備考 | |

上記のとおり申し込みを受諾しました。

平成 年 月 日

宗教法人 浄久寺住職 多飯宗道 印